

群馬大学大学教育・学生支援機構学生支援センター運営委員会内規

平成18. 4. 1 制 定  
改正 平成19. 4. 1 平成23. 4. 1  
平成23. 7. 21 平成25. 4. 1  
平成25. 12. 19 平成26. 4. 1  
令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1  
令和 4. 4. 1 令和 4. 6. 1

(趣 旨)

第1条 この内規は、群馬大学教育・学生支援機構学生支援センター規程第7条第2項の規定に基づき、学生支援センター運営委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 学生生活の支援に関すること。
- (2) 学生の相談及び調査に関すること。
- (3) 就職指導及び相談に関すること。
- (4) 前各号に掲げる事項に係る点検・評価及び改善に関すること。
- (5) その他センターの運営に関すること。

(組 織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) センターの主担当を命ぜられた教員
- (4) 共同教育学部特別支援教育講座から選出された教員 1人
- (5) 共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府の学生支援等委員会委員長
- (6) 共同教育学部、情報学部、医学系研究科、保健学研究科及び理工学府から選出された就職を担当する教員 各1人
- (7) 学務部長
- (8) 学長が指名する者 若干人

(任 期)

第4条 前条第4号、第6号及び第8号の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、センター長をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長に事故あるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代行する。

(会 議)

第6条 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

2 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第7条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、その意見を聴くことができる。

(部 会)

第8条 委員会に、学生相談及び学生生活に関する専門的事項を検討させるため、学生相談・生活部会を置く。

2 学生相談・生活部会については、別に定める。

(事 務)

第9条 委員会の事務は、学務部学生支援課において処理する。

(雑 則)

第10条 この内規に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、センター長が別に定める。

(内規の改廃)

第11条 この内規の改廃は、学長が行う。

附 則

この内規は、平成23年7月21日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成25年12月19日から施行する。

附 則

この内規は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年6月1日から施行する。